

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

大磯町地球温暖化対策実行計画

平成22年度～平成24年度

平成23年2月

神奈川県中郡大磯町

目 次

第 1 章 基本的事項

1. 計画策定の背景及び目的 2
2. 基準年度・計画期間・目標年度 2
3. 対象範囲 3
4. 対象とする温室効果ガス 4

第 2 章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量 6
2. 要因別の排出状況 6
3. 削減目標 7

第 3 章 具体的な取組

1. 一般廃棄物焼却量の抑制 9
2. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入 9
3. 施設設備の改善等 9
4. 物品購入等 9
5. その他の取組 9

第 4 章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制 13
2. 点検体制 13
3. 進捗状況の公表 13

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景及び目的

地球温暖化問題は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効した。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められた。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択された。この中で我が国においては、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められた。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものである。大磯町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成19年度とし、計画期間を平成22年度～平成24年度までの3年間とする。目標年度については、平成24年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

目標年度の設定の考え方

京都議定書において、日本は、第1約束期間である2008年（平成20年）～2012年（平成24年）の間に、温室効果ガスを基準年である1990年比で、6%削減することが義務付けられていることから、第1約束期間である平成24年度を目標年度とする。

なお、基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請する。

（対象施設一覧）

区 分	施 設
町役場	
町立小中学校・ 幼稚園・保育所	・ 国府保育園 ・ 大磯幼稚園 ・ 小磯幼稚園 ・ たかとり幼稚園 ・ 国府幼稚園 ・ 大磯小学校 ・ 国府小学校 ・ 大磯中学校 ・ 国府中学校
町出先機関	・ ・ 国府支所 （消防署国府分署・図書館国府分館） ・ 消防本部（消防署） ・ 消防署国府分署 ・ 保健センター ・ ふれあい会館 ・ ふれあい会館 ・ 世代交流センターさざんか荘 ・ 環境美化センター ・ ・ 横溝千鶴子記念障害福祉センター ・ 横溝千鶴子記念子育て支援総合センター

	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化センター ・ ・ 図書館 ・ 図書館国府分館 ・ ・ 郷土資料館 ・ 生涯学習館
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

対象とする温室ガスの考え方

地球温暖化対策推進法律第2条に規定においては、6物質が温室効果ガスとして規定されているが、下表のとおり、人為的に発生する温室効果ガスとしてはエネルギー起源の二酸化炭素が約9割を占め、温暖化への影響も大きいことから、二酸化炭素を本計画の対象とする。

平成19年度我が国の温室効果ガスの排出量

ガスの種類	総排出量 (百万 t-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,305.7	95.2
エネルギー起源二酸化炭素	1,218	88.8
非エネルギー起源二酸化炭素	87.7	6.4
メタン (CH ₄)	23.1	1.7
一酸化二窒素 (N ₂ O)	25.4	1.8
HFC (ハイドロフルオロカーボン)	6.5	0.5
PFC (パーフルオロカーボン)	6.5	0.5
SF ₆ (六ふっ化硫黄)	4.4	0.3

合 計	1,371.6	100.0
-----	---------	-------

温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源二酸化炭素	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源二酸化炭素	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生する。	エコセメントの普及など
メタン	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
HFC (ハイドロフルオロカーボン)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用される。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換など
PFC (パーフルオロカーボン)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用される。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換など
SF ₆ (六ふっ化硫黄)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用される。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊など (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

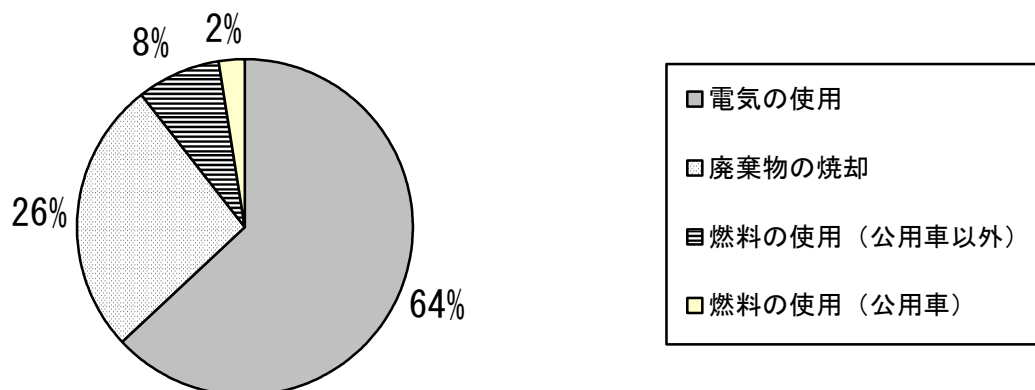
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

本町の事務・事業における平成19年度（基準年度）の二酸化炭素総排出量は、4,504.7t、922kg-CO₂である。

活動項目		平成19年度				
		使用量	単位	排出係数	排出量	単位
電気の使用	一般電気事業者 (東京電力)	6,684,746	kWh	0.425	2,841,017	tkg-CO ₂ /kwh
燃料の使用 (公用車を除く)	ガソリン	141	ℓ	2.322	0.3327	t-CO ₂ kg-CO ₂ /ℓ
	灯油	106,127	ℓ	2.489	264.1,150	t-CO ₂ kg-CO ₂ /ℓ
	軽油	—	ℓ	2.619	—	t-CO ₂ kg-CO ₂ /ℓ
	液化石油ガス (LPG)	34,003	kg	3.000	102,009	t-CO ₂ kg-CO ₂ /kg
燃料の使用 (公用車)	ガソリン	30,281	ℓ	2.322	70.,312	t-CO ₂ kg-CO ₂ /ℓ
	灯油	—	ℓ	2.489	—	t-CO ₂ kg-CO ₂ /ℓ
	軽油	14,743	ℓ	2.619	38.,612	t-CO ₂ kg-CO ₂ /ℓ
	液化石油ガス (LPG)	—	kg	3.000	—	t-CO ₂ kg-CO ₂ /kg
一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類	441	t	2,695	1,188.,495	t-CO ₂ kg-CO ₂ /t
合 計					4,504.7,922	t-CO ₂ kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成19年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の64%を占め、次いで廃棄物の焼却が全体の26%を占めている。



3. 削減目標

平成19年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成24年度の二酸化炭素排出量を、12%以上削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成 19 年度	削減目標	目標年度排出量 平成 24 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	4,505t-CO ₂	12%以上	3,964t-CO ₂ 以上

削減目標の考え方

京都議定書において、日本は、第1約束期間である2008年（平成20年）～2012年（平成24年）の間に、温室効果ガスを基準年である1990年比で、6%削減することが義務付けられている。

また、地球温暖化対策推進法に基づいて策定された「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日全面改定）によれば、2010年度（平成22年度）の温室ガス排出量の見通しとして、排出抑制対策・施策の推進により、基準年比0.8%～1.8%減が見込まれ、森林吸収源、京都メカニズムを合わせて、京都議定書の6%削減約束を達成し得るとされている。

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

ガスの種類	基準年	平成 22 年度排出量の目安	
	百万 t-CO ₂	百万 t-CO ₂	<u>基準年</u> <u>総排出量比</u> %
エネルギー起源二酸化炭素	1,059	1,076～1,089	+1.3～+2.5
非エネルギー起源二酸化炭素	85	85	0.0
メタン (CH ₄)	33	23	▲0.9
一酸化二窒素 (N ₂ O)	33	25	▲0.6
代替フロン等3ガス	51	31	▲1.6
合 計	1,261	1,239～1,252	▲1.8～▲0.8

一方、平成 19 年度の我が国における温室効果ガスの排出量（速報値）は、総量で 13 億 7,100 万トン、エネルギー起源の二酸化炭素で 12 億 1,800 万トンとなっており、平成 22 年度の温室ガス排出量の見通し（目標）は、総量で 12 億 3,900 万トン～12 億 5,200 万トン、エネルギー起源の二酸化炭素で 10 億 7,600 万トン～10 億 8,900 万トンであり、平成 19 年度対比で、総量として 9.6%～8.7%、エネルギー起源の二酸化炭素として 11.7%～10.6%の削減が必要となる。

本町の削減対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（エネルギー起源）であり、また、「京都議定書目標達成計画」に準拠し対策と施策を展開していくものとし、本町の二酸化炭素の削減目標を、平成 19 年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成 24 年度の二酸化炭素排出量の削減率を 12%以上に設定する。

エネルギー起源二酸化炭素の京都議定書目標達成計画との比較

	平成 19 年度	平成 22 年度の排出量の目安	
	百万 t-CO ₂	百万 t-CO ₂	19 年度との比較 %
エネルギー起源二酸化炭素	1,218	1,076～1,089	▲11.7～▲10.6

第3章 具体的な取組

1. 一般廃棄物焼却量の抑制

ごみ処理基本計画に基づき、平成24年度までに、排出抑制の目標15%削減、資源化の目標36%を達成することにより（いずれも平成13年度対比）、ごみ処理施設における一般廃棄物焼却量を削減する。

2. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

公共施設の新設・改築等に併せて、太陽光発電やヒートポンプなど再生可能エネルギーの積極的な導入を図る。

3. 施設設備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラスなど）を導入する。
- ・ 高効率照明（Hf蛍光灯器具、ナトリウム灯など）への買換えを順次行う。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車の導入のほか、ハイブリットカー、電気自動車の率先導入を図る。
- ・ 「大磯町緑の基本計画」に基づき、公共施設の緑化を推進する。

4. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

5. その他の取組

（1）電気使用量の削減

① 照明の使用

- ・ 始業前、昼休み及び残業時間等の不要な照明を消す。（窓口を除き昼休みには事務室の照明を消すなど）
- ・ 各職場の最終退出者は、消灯を確認する。
- ・ 利用場所の明るさに応じて、蛍光灯の本数を減らす。
- ・ 使用していない会議室、厨房室、トイレ等は消灯する。

② 電気機器等の使用

- ・ 昼休みなどは、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切る。
- ・ 使用していないテレビやビデオ等は主電源を切る。
- ・ 昼休みなどは、コピー機は節電モードに切り替える。
- ・ 退庁時のプリンターの電源を切る。
- ・ 階段を使用し、エレベーターは利用しない。
- ・ 省エネ法に基づく大規模修繕等における省エネ対策を推進する。

③ 冷暖房・空調機器の管理

- ・ 冷暖房温度の適正化（冷房28度・暖房18度）
- ・ ブラインドやカーテン等を適切に使用し、冷暖房の負荷軽減を図る。
- ・ クールビル作戦（緑のカーテン）により、冷暖房の負荷軽減を図る。
- ・ 冷房時の軽装、暖房時の重ね着等により、事務室内の適正温度を維持する。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進する。

④ 業務の効率化・労働時間の短縮

- ・ 事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図る。
- ・ ノー残業デーを順守し、定時退庁を徹底する。

(2) 燃料使用量の削減

① 公用車利用の合理化、走行量の抑制

- ・ 公共交通機関を有効活用する。
- ・ ノーカーデーの主旨に従い、特に水曜日は、自動車の使用を控える。
- ・ 業務上可能な場合には、相乗りを励行する。
- ・ 自転車の利用を図る。

② エコドライブの徹底

- ・ 駐停車時のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかしを自粛する。

- ・ 不要な荷物は積まないようにする。
- ・ タイヤの空気圧を適正に保つなど、整備点検を徹底する。

(3) 資源の有効活用

① 用紙類の使用量の削減

- ・ 会議等で使用する資料の簡素化や、作成部数の適正化を徹底する。
- ・ 会議等では、パワーポイントやOHP等を活用し、紙資料の削減を図る。
- ・ 庁内LAN、文書管理システム、電子メールを活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ・ 両面コピーを徹底する。
- ・ ミスコピー紙等の裏面利用等の再利用を徹底する。
- ・ 文書及び資料の共有化を徹底する。
- ・ 報告書や計画書等の文書はホームページ等を利用し、発行部数を削減する。

② ごみの減量化、リサイクルの推進

- ・ 各種印刷物は、作成部数の見直しを徹底し、作成部数を必要最小限とする。
- ・ 事務所から排出されるごみの発生抑制を図る。
- ・ 事務所から排出されるごみの分別の徹底を図る。
- ・ 庁舎等の施設利用者にごみの発生抑制、ごみの分別を呼びかける。
- ・ イベント時のごみ発生抑制・ごみの分別を徹底し、イベント参加者に呼びかける。
- ・ 物品等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行う。
- ・ 備品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る。
- ・ 事務用物品の再使用を図るための手順（物品等の管理に係る手順書）を徹底する。
- ・ コピー機やプリンターのトナーカートリッジを再利用する。
- ・ 周辺コンビニ等へ買い物に行く時は、職員1人ひとりがマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにする。
- ・ 職員1人ひとりが「マイ箸」を携帯し、昼食時等に使用する。

③ 生ごみ等の再資源化

- ・ 小学校等の公共施設から発生する食物残渣のコンポスト化・飼料化を図る。
- ・ 樹木の剪定枝等を、土壌改良材やチップ材としての再資源化を推進する。

(4) 水道

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

(5) 環境保全に関する意識向上の推進

- ・ 職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

副町長を本部長、環境施策主管課長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の進捗状況を把握しつつ、事務局とともに点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を環境施策主管課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。

参 考

削減目標に向けた活動別削減量の目安

(1) 一般廃棄物焼却量の抑制によるCO₂削減量

ごみ処理基本計画に基づき、以下のとおり推計する。

・ごみ処理基本計画目標焼却量

	年間焼却量 (t/年)			削減率 (%)
	計画収集総量 (ごみ処理基本計画掲載値)	市町村の事業活動分	合計	
平成13年度実績	8,371	184	8,555	
平成24年度目標	6,578	145	6,723	21.4

・ごみ処理基本計画目標焼却量を達成した場合のCO₂発生量の試算

	全焼却量 (t/年)	プラスチックごみ 焼却量 (t/年)	CO ₂ 発生量 (kg/年)	CO ₂ 削減率 (%)
平成19年度実績	9,015	441	1,188,495	
平成24年度目標	6,723	329	886,655	25.4

プラスチックごみ焼却量＝全焼却量×(1－水分含有率)×合成樹脂類含有率
 平成19年度焼却ごみの組成…水分48%、合成樹脂類9.4%
 平成24年度も同数値使用
 CO₂発生量＝プラスチックごみ焼却量×排出係数(2,695kg-CO₂/t)

(2) 電気使用量の抑制によるCO₂削減量

① 一般廃棄物焼却量の抑制に伴うごみ処理施設の電気使用量の削減

平成19年度の町の事業活動に伴う電気使用量は、6,684,745Kwh/年で、このうち、ごみ処理施設の電気使用量が、2,319,535Kwh/年とトップで、全体使用量の約35%を占めている。

ごみ処理基本計画に基づき一般廃棄物焼却量の抑制が図られれば、ごみ焼却処理施設の稼働率も下がり、電気使用量の削減も図られるものと推測できる。

平成19年度一般廃棄物焼却量・電気使用量

	全焼却量 (t/年)	稼働日数 (日)	稼働日当 たりの焼却量 (t/日)	電気使用量 (Kwh/年)	稼働日当 たりの電気使 (Kwh/日)
平成19年度実績	9,015	282	32	2,319,535	8,225

平成24年度目標時における一般廃棄物焼却量の抑制に伴う予測電気使用量

	全焼却量 (t/年)	稼働日当 たりの焼 (t/日)	予測稼働日 数 (日)	稼働日当 たりの電気使 (Kwh/年)	予測電気使 用量 (Kwh/日)
平成24年度目標	6,723	32	210	8,225	1,727,250

平成24年度におけるCO₂発生量及び削減率の予測

	電気使用量 (Kwh/年)	CO ₂ 換算係数 (kg/Kwh)	CO ₂ 発生量 (kg/年)	削減率 (%)
平成19年度	2,319,535	0.425	985,802	
平成24年度	1,727,250	0.425	734,081	25.5

② その他施設の電気使用量の削減

京都議定書の削減約束である6%を目安とする。

平成24年度における全体CO₂発生量及び削減率の予測

		電気使用量 (Kwh/年)	CO ₂ 換算係数 (kg/Kwh)	CO ₂ 発生量 (kg/年)	削減率 (%)
平成19年度	ごみ処理施設	2,319,535	0.425	985,802	
	その他施設	4,365,211	0.425	1,855,215	
	全施設	6,684,746	0.425	2,841,017	
平成24年度	ごみ処理施設	1,727,250	0.425	734,081	25.5
	その他施設	4,103,298	0.425	1,743,902	6.0
	全施設	5,830,548	0.425	2,477,983	12.8

(3) 燃料使用量の抑制によるCO₂削減量

京都議定書の削減約束である6%を目安とする。

以上、総括すると下表のとおりとなる。

活動別削減量の目安(総括)

活動項目	発生源	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2011年度)		
		実績 (t-CO ₂)	目標 (t-CO ₂)	削減量 (t-CO ₂)	削減割合 (%)
電気の使用	一般電気事業者 (東京電力)	2,841	2,478	363	12.8
燃料の使用 (公用車以外)	ガソリン	—	—	—	—
	灯油	264	248	16	6.1
	軽油	—	—	—	—
	液化石油ガス(LPG)	102	96	6	5.9
燃料の使用 (公用車)	ガソリン	70	66	4	5.7
	灯油	—	—	—	—
	軽油	39	37	2	5.1
	液化石油ガス(LPG)	—	—	—	—
一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類	1,189	887	302	25.4
合 計		4,505	3,812	693	15.4